

議案第4号 運行事業者におけるエコバス代車の登録業務について

運行事業者におけるエコバス代車の登録業務について

【これまでの経緯と課題】

これまで、エコバスの運行に際し故障や車検等の事態に備えるための代車の登録については、運行会社各社にて運輸支局に対し登録を行っているところですが、登録車両の入れ替えがある場合は、事前に当協議会において承認を経た後に行ってています。

しかし、故障の多発等の理由により急遽代車登録車両の入れ替えを行いたい場合であっても、当協議会での承認を必要としていたことから、柔軟に対応することが困難であることが課題でした。

【協議事項】

エコバス代車登録の入れ替えについては、確実な運行台数の確保と円滑な運行の実施のため事務局一任とし、協議会の承認を不要とすることとした。

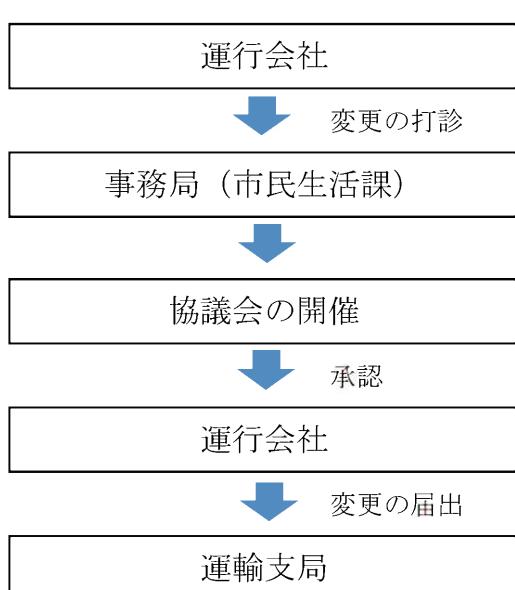
ただし、代車登録台数の変更の場合は別途協議します。

なお入替業務については、従前どおり運行会社が直接運輸支局に対して行うものとします。

(参考) 日野 ポンチョ 定員36名 三菱 ローヴィング 定員29名

※富士交通（株）の所有する車両は、最小でも定員25名（補助席込）であるため、最小の車両を代車としてもエコバスの運行は可能。

【変更前】



【変更後】

